

新座市中間検査実施基準

(平成23年3月24日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、本市の発注する建設工事（以下「工事」という。）の品質の確保及び向上を図るため、中間検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の対象)

第2条 中間検査の対象は、原則として1件の当初請負代金額が500万円以上の工事及び特記仕様書で中間検査の実施を明示した工事とする。ただし、管財契約課長は、単純な外形寸法の確認等、適否の判断が容易に行うことができる工事及び中間検査の実施が困難となる工事については、工事を主管する所属の所属長（以下「主管課長」という。）と協議の上、中間検査を省略することができる。

(実施方法)

第3条 中間検査は、原則として完成検査の時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で実施される段階確認の実施時期等に行うものとする。

2 管財契約課長は、新座市建設工事検査要綱（平成23年新座市告示第90号。以下「検査要綱」という。）第4条に規定する工事概要通知書の提出があったときは、速やかに主管課長と協議の上、中間検査の実施の有無及び当該工事の重要度に応じて中間検査の実施の回数等を決定し、主管課長に通知するものとする。

3 総括監督員又は担当監督員は、あらかじめ受注者から提出された施工計画書等により工事検査員と協議の上、中間検査の実施時期等を決定し、これを受注者に通知するものとする。

(検査の結果等)

第4条 工事検査員は、中間検査の結果を検査要綱第8条第3項の規定により報告するとともに、新座市建設工事成績評定要綱（平成23年新座市告示第91号）第5条第1項に規定する工事検査員が行う評定に反映するものとする。

2 中間検査において確認した出来形部分については、完成検査及び既済部分検査における確認を省略することができる。ただし、中間検査実施後の現場状況の変化、受注者の管理状況等から再確認が必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、中間検査の実施に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から実施し、同日以後に当初の請負契約を締結した工事の中間検査から適用する。

附 則（平成25年7月30日市長決裁）

この基準は、平成25年8月1日から実施し、同日以後に当初の請負契約を締結した工事の中間検査から適用する。

附 則（平成29年6月19日市長決裁）

この基準は、平成29年7月1日から実施し、同日以後に当初の請負契約を締結した工事の中間検査から適用する。

附 則（平成31年3月29日市長決裁）

この基準は、平成31年4月1日から実施する。